

# 松くい虫防除対策事業（地上散布）標準仕様書

## （適用範囲）

第1 本仕様書は、「松くい虫防除対策事業 地上散布業務委託（以下「業務」という。）」に適用するものであり、特別な指示のない限りこの仕様書に従い業務を実施しなければならない。

## （目的）

第2 本業務は公益的機能の高い松林をマツ材線虫病から保全するため薬剤散布を行い松くい虫被害の拡大防止を目的とする。

## （業務概要）

第3 本業務の概要は以下の通りである。

- (1) 委託場所 秋田市浜田字自在山 地内ほか（浜田海岸林）
- (2) 業務内容 地上散布 一式

## （事前協議）

第4 業務実施に当たり受託者はあらかじめ監督員の指示を受け、具体的な方法について十分協議し、業務を実施しなければならない。

## （受託者の義務）

第5 受託者は、契約の履行にあたり、関係法規・規則等諸法令を遵守するとともに、周辺住民および労務者等の安全確保に十分留意しなければならない。また、対象林地の保護管理、特に火災等の予防には万全の措置を講ずること。

## （業務の履行）

第6 受託者は、設計図書に示された松林へ薬剤散布を適正に実施しなければならない。

### 1 薬剤散布作業の事前周知

周辺住民に対して薬剤散布作業の周知を図るため、散布作業実施の1週間前までに事業の趣旨、散布期日や時間、事業者および請負責任者等を明記した通知を配布するとともに、散布エリア各所に散布作業の周知看板を掲げること。

### 2 薬剤散布

- (1) 薬剤は所定の濃度に5分間以上攪拌して希釈し、噴霧器により松の梢端部にむらなく十分に付着するよう散布すること。
- (2) 散布対象箇所においては、散布時に注意標識を立てて利用者等に注意を促すとともに、早朝散布（AM4:00～AM7:00）で実施し付近住民および利用者の迷惑にならないよう作業を実施すること。また、必要に応じて交通規制等の措置を講ずること。
- (3) 散布は、強風時を避けるとともに、風向き等を考慮し散布した薬剤が区域外に散逸しないよう十分注意すること。特に風速3m/秒を超える時は、散布を行わないこと。

(4) 降雨中または降雨直後及び散布後に降雨が予想される時や、霧が発生している時は、散布を行わないこと。

### 3 使用薬剤および散布量

(1) 使用薬剤はマツグリーン液剤 2 とし100倍に希釈して散布すること。

(2) 散布量は対象箇所には1 ha当たり1,200ℓの割合で散布すること。

### 4 防除用機械

対象箇所の地形(管理道路から約300m離れた箇所有り)や対象松林(樹高約25m)の状況に適した動力噴霧器で散布すること。

(業務の完了)

第7 受託者は、本業務が完了したときは速やかに業務完了報告書をもってその旨を委託者へ通知すること。

(その他)

第8 上記のほか、秋田県が制定する「秋田県森林病虫害等防除事業実施要領」に基づき業務を実施すること。また、本仕様書に記載のない事項については監督員の指示を受けること。